

前回（平成 31・32 年度）資格審査からの主な変更点

1. 文書郵送方式による申請書受付期間の短縮（「申請書作成の手引き」6 ページ参照）

定期審査に係る文書郵送方式による申請書受付期間について、前回の資格審査は1月末日まででしたが、令和3・4年度の資格審査は令和3年1月15日（金）（当日消印有効）までとなります。

2. 申請書類等の押印欄の廃止（「申請書作成の手引き」14・18 ページ参照）

申請書類等の押印欄を廃止しましたので、提出時の押印は不要となります。

3. 新型コロナウイルス感染症に係る納税証明書の特例

（「申請書作成の手引き」35 ページ参照）

新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（納税の猶予・換価の猶予・特例猶予）を受けたため、納税証明書の写しを提出できない場合は、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを提出してください。